申請等の郵送による受付について

茨木市都市整備部建築調整課

郵送による申請等の受付については以下のとおりです。

〇郵送による申請等が可能な手続き

・建設リサイクル法の規定に基づく届出等
・建築基準法第12条の規定による定期報告に係る改善計画・改善完了報告等
・大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例に基づく特定設備における事故届出等

〇郵送先

〒567-8505　大阪府茨木市駅前三丁目８番13号
茨木市　都市整備部　建築調整課　宛

〇注意事項

・**郵送等に係る費用はすべて申請等をされる方の負担となります。**
・**副本等の返却についても郵送で行えますが、その場合は必ず宛名を記入し、必要な金額分の郵便切手を貼付けた返信用封筒を同封してください。**
・郵送事故に関して本市は責任を負いません。受取の方法については事前にご相談ください。
・不足書類や訂正等に関する連絡は電話等で行います。平日の日中に連絡が取れる電話番号、Emailをお知らせください。
・建設リサイクル法の規定に基づく届出等については、「郵送にて建設リサイクル法に基づく届出等を提出する際の注意事項について」を十分確認の上、送付ください。

〇問い合わせ先

茨木市　都市整備部　建築調整課
TEL：072-622-8121（代表）
072-620-0105（直通）
FAX：072-620-1730
メールアドレス：kenchikuchosei@city.ibaraki.lg.jp